

## 第 97 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和 4 年 9 月 29 日（木） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

### 2 開催場所

盛岡市中ノ橋通一丁目 1-10 プラザおでって 3 階 大会議室

### 3 出席者

【委員 14 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩 (会長)

伊 藤 絹 子 (リモート)

大河原 正 文

大 嶋 江利子 (リモート)

大 西 尚 樹 (リモート)

久保田 多余子 (リモート)

齊 藤 貢

櫻 井 麗 賀

鈴 木 まほろ

永 幡 幸 司

平 井 勇 介 (リモート)

前 田 琢

三 宅 諭 (リモート)

【事務局】

環境保全課総括課長

加 藤 研 史

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長

阿 部 茂

その他関係職員

【事業者】

株式会社グリーンパワーインベストメント

### 4 議事

(冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 8 名・リモート 6 名の計 14 名が出席しており、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、希少動植物等に関する審議及び土地取引に関する地権者の個人情報等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて委員の了承を得た後、議事に入りました。)

(1) 会長の選出について

伊藤歩委員が会長に選出されました。

(2) 会長職務代理者の指名について

齊藤貢委員が職務代理者に選出されました。

(3) (仮称) 藪川地区風力発電事業 計画段階環境配慮書について

[伊藤歩会長]

それでは、議事の(1)「(仮称)藪川地区風力発電事業 計画段階環境配慮書」の審議に入ります。初めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況及び環境影響評価制度の概要を説明しました。)

[伊藤歩会長]

御説明ありがとうございました。今回から事業者の事前質問への回答、事業概要の説明を割愛して、議論に時間を割くことといたしますので、よろしくお願いします。なお、希少動植物に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けますので、その際に御発言をお願いいたします。今日の進め方としては、資料No.3の番号順で、まずは追加の質問やコメントがあるかどうか確認していきたいと思います。その後、全体の追加の質問、コメント等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここまでのところで、リモートで参加されている委員の皆様は説明内容を聞き取れたでしょうか。大丈夫でなければリアクション(挙手)ボタンをお願いします。特にございませんか。平井委員をお願いします。

[平井委員]

1つ質問なのですが、地権者に関することは、最後にまとめてということではよろしかったでしょうか。

[伊藤歩会長]

はい。非公開のところで議論させていただきます。

[平井委員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは始めさせていただきます。

最初に、資料No.3の「区分」のところで見ますと、事業実施想定区域についていくつか質問が出ておりますので、これについて確認していきたいと思います。

まず1番目は伊藤絹子委員からですが、追加の御質問、コメント等ありましたらお願いしたいと思います。

[伊藤絹子委員]

質問に対して丁寧に回答されているとは思いますが、「環境面から現実的に実施可能な範囲を」とおっしゃっていますが、その辺りが配慮書を見ると難しいのではないかと個人的には考えているところです。今後、資料の提示や方法論のところ、きちんとした低減策など、大丈夫ですということがあれば、分かりやすく説明していただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

事業者さんの方から何かコメントありましたらお願いします。

[事業者]

御意見ありがとうございます。回答にも記載させていただいており、現時点では、表現としては「実行可能な」となっておりますけれども、この配慮書の段階では、あくまで文献等の情報から配慮した上で、範囲を絞り込んでいるということになります。事業ありきではございませんので、今後、それぞれ御指摘を踏まえて、しっかり調査を実施しながら、全体的な事業規模の削減も含めて絞り込んでいくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。1番に対して、他の委員の方からはいかがでしょうか。ないようですので、次の2番目、同じく事業実施想定区域について、齊藤委員から追加でございましたらお願いします。

[齊藤委員]

1番とほぼ同じ質問になるかと思います。他の委員の方々もほぼ同じような内容でこの区域について質問されています。今、伊藤絹子委員からお話がありましたけれども、今後の調査等を考えて絞り込んだ段階で、除外される区域というのは当然出てくると思うので、そこをもう少し丁寧に説明してほしい。これだけ委員の先生方が同じように、ここのエリアを厳しいのではないかと、この段階で指摘している場所をなぜあえて除外しなかったのかという回答がなかったように思うので、絞り込んだ段階でそこが除外されるという考えではなくて、配慮書を作成する段階で、なぜ除外できなかったのかという理由があればお話しいただきたいと思います。

[事業者]

回答の記載と繰り返になってしまうかもしれませんが、この2番の御質問で、県立自然公園、緑の回廊、里山地域等、御指摘を頂戴していて、緑の回廊であれば、評価項目というもの今年3月に設定されたり、評価項目の手続の流れというもの最近設定されたところを受けて、その中で審査をしていただきたいと思いますと考えております。ここにも書かせていただいている通り、なぜ今段階なのかというところのお答えにはまだならないのですが、このま

まいくということではなく、今後の審査の結果を受けて、緑の回廊から除外することも含めて検討していきたいということもあり、現時点では含めさせていただいているところです。

[齊藤委員]

除外されるかどうかというのは、この審査会の中でも審査され、いろんな意見が上がってくるところかと思いますが、風力発電を設置したいという段階で、例えば配慮書なので複数案というのは事前に考えておくべきことだと思っています。ここは他の地域よりも難しそうだということは、なんとなく事業者さんも分かったのかなと私は思ってしまうので、ただエリアを広くしてそこから絞り込むという考え方よりも、他の場所という検討はなされなかったのか疑問に思ったので、質問させていただきました。また今後、これに関連する話になったときに確認したいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、他の委員の皆様はよろしいでしょうか。それでは、3番目の質問についても同じような形になるかと思いますが、石川委員から追加でありましたらお願いします。

[石川委員]

みなさん同じような質問で、回答も同じように返されるので、追加の質問ということもないのですが、緑の回廊について、そもそも狭いところに実施想定区域を入れていて、ここから絞り込むといってもかなり難しいのではないかと思います。委員のみなさんも同じ御意見だと思いますので、今後考えていかれるときに十分に考慮していただければと思います。

[事業者]

承知いたしました。

[伊藤歩会長]

はい、他によろしいでしょうか。それでは次の4番について、私から同じような質問になりますけれども、他の委員の方からの質問に対して、回答の中に「林野庁による審議等を踏まえて風力発電機の配置を検討いたします」というのが何度か出てきます。この捉え方としては、県の考え方は考慮せずに、林野庁さんの意見だけで検討するというふうにも受け取れる気がしますが、いかがでしょうか。

[事業者]

回廊の評価項目など、文章の流れで確かにそのような読み方がされるなと思い、今反省しております。認識としてはそういうわけではなく、このあと出る御大堂山周辺の御意見を受け、御大堂山の東側含めて削減することを検討したいと考えていたり、緑の回廊が含まれるとの御意見を頂戴していたり、そういった部分がございますので、決して林野庁の意見だけを考慮して実施するわけではないということを答えさせていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。他にいかがでしょうか。それでは5番目、鈴木委員のところいかがでしょうか。

[鈴木委員]

こちらは要望ですので、事業者さんへの追加質問はございませんが、関連して、事務局の方にお尋ねします。この地域の県立自然公園について、開発許可の審査をする権限はどちらにあるか教えていただけますか。

[県自然保護課]

県立自然公園の許可関係ですけれども、基本的には、風力発電施設の設置場所を複数の市町村で跨ぐ場合は、県庁自然保護課の方で審査いたします。

ただ、単独の市町村で風力発電施設を設置する場合は、権限移譲しているところであれば権限委譲している市町村ですし、または、県の出先機関で審査することになります。

[鈴木委員]

ありがとうございます。そうしますと、今回の地域は複数市町村に跨るから県で行うということによろしいでしょうか。

[県自然保護課]

その可能性が高いです。

[鈴木委員]

はい、ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは次に6番目、同じく鈴木委員の方からありましたらお願いします。

[鈴木委員]

これは希少種ですが、ここに書いてある情報はすでに公開済みの情報なので、ここに入れていただいております。ミチノクナシについてなんですけれども、ここに書いておおり、国内で唯一の貴重な集団が生育しているエリアです。事業者さんの回答に「風力発電機の配置による伐採の回避や移植を含む環境保全措置を検討いたします」と書いていますが、ミチノクナシは高木なので、移植はまず無理と考えていただきたいです。無理と考えてください。ですので、伐採の回避しか保全措置はないと考えております。ぜひそこは御配慮いただきたいと思っております。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。まずは、これから現地に入らせていただいて、実際にどこに

分布しているか等々の調査をした上で、事業計画の方で反映するようなことで考えております。御指摘ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

もし見つければ、そこは伐採しないということによろしいでしょうか。

[事業者]

はい。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは7番のところ、前田委員から追加でありましたらお願いします。

[前田委員]

風力発電ではやはり猛禽類が重要で、特に岩手県ではイヌワシが非常にかかわってまいります。今回の計画を見て大変驚きましたが、イヌワシの繁殖地にまともにかかるような計画になっております。その繁殖地を知らなかったのかと最初は思いましたけれども、これは国の天然記念物になっており、回答にもあるように、その存在も知っていたというのに、まさにその場所に事業地を持ってきたということで、かつてこんな例がないというぐらい驚いております。

繁殖地域を事業地から外したというようなことも書いてありますが、イヌワシの繁殖地ですので、ピンポイントで守ればいいというものではありません。繁殖地にイヌワシが飛んできて、また出て行って餌を持って戻ってくる、そういう場所です。ですから、その巣だけあれば良くて、周りに風車が建っていても問題ないと、そう考えられているところに、非常に意識の低さを感じざるを得ません。

繁殖地、それも国民全体の財産ともいえる国の天然記念物ですから、こんなものなくしてしまえという物言いで計画されるのは大変困った状態で、これは絶対に保全しなくてはならないものになります。イヌワシがそこを安全に利用できる状態にするために、この繁殖地から最低でも10キロくらいには、建設は無理です。そうなりますと、まずほとんどこのエリアには作ることができません。さらに、続けて意見に書いてありますが、この繁殖地以外にもイヌワシが、4～5つが周辺にあります。これはもう調査で分かっている事実ですので、これから調査して、いるかもしれないという話ではありません。分かっている中に建てますので、当然影響が大きいものになります。このエリアを取り囲むように、西にも東にも南にも北にも、つがいが生息しており、実際このエリアに飛来を確認しているわけです。

こういう状況がもう判明していますので、このエリアはどこを選んでも建設には適したところがない状態です。したがって、これから絞り込むというような作業も無理です。全ての場所が困難なので、地理的にイヌワシの生息エリアと分けて、分離した場所に新たに設定をお願いしたいと思います。

イヌワシの生息分布は、配慮書の115ページに出ておりますので、まずはそれを参考に、場所の設定をしていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

非常に厳しい御意見で、事前にイヌワシの生息等が分かっていたにもかかわらずというお話でしたが、その点、事業者の方の見解は聞かなければいけないと思いますので、よろしく願いします。

[事業者]

御意見ありがとうございます。繁殖地に事業実施区域をとという点については回答に書かせていただいているとおり、営巣地の情報が公開されていて、それを外すことで配慮書の区域設定に入っておりましたが、前田委員の御指摘の範囲設定というのが今回できておりませんでした。その点については、ここに記載の通り、どれぐらい離すのかということも含めて、方法書で区域の削減を検討いたしたいと思っております。

そのほかの、周辺のイヌワシの状況については、文献調査等で、把握はできる限りしております。その上で、他の質問の回答にも書きましたとおり、御大堂山の西側から、北に向かう尾根を外していたエリアもございますが、今回前田委員含めて、さらに意見を頂戴しておりますので、そういった点も踏まえて、方法書で区域の見直しを実施・検討したいと思っております。

あとは、やはり調査をしっかりと、その上で、エビデンスに基づいて削減が必要だというような評価をいただいたら区域削減、風車の数の削減をしっかりと検討していきたいと思えます。

[前田委員]

何度も言いますが、この事業実施想定区域の範囲では、今後方法書で検討しても、どこを選ぶこともできないわけです。ですから方法書で検討と言われましたけども、このエリアは全てなしとして、新たにどこかに作って、それがいきなり方法書として出てくる。そういうやり方というのは可能なのでしょうか。事務局教えてください。

[事務局]

御質問ありがとうございます。御質問いただいた趣旨を踏まえますと、事業実施想定区域を大きく動かさなければ、新たな区域が設定できないように捉えております。そうなった場合は、通常であれば、再度配慮書段階からやり直しということも考えられるのではないかとお考えいただけます。ただ、実際のレベル感、どの程度の移動になるかといったところもありますので、その辺は事務局の方でも確認をさせていただきたいと思えます。

[前田委員]

はい。結局配慮書からもう 1 回出し直すというような手続になりますので、方法書ではなくて、配慮書の段階ですでにある情報を使って、ここが不適切だという結論が出ているのですから、今この場所を見直すということをぜひやっていただきたい。それができるのが今の段階ですから、よろしく願いします。

[事業者]

御意見の趣旨は理解しましたが、我々としては、配慮書の出し直しということではなく、今回いただいた御意見を踏まえて、エリアの見直しも含めて検討した上で、方法書以降、手続を検討させていただきたいと思っております。繰り返しで恐縮ですけれども、文献調査など、今データを入手し得るもので判断せざるを得ないと思っておりますので、そこは自らも調査をしっかり行った上で、その結果を見て判断をしていただきたいというふうに事業者としては願っております。

[前田委員]

そうしますと、すでに分かっているものは信用しないということですか。自分で調査しないと、すでに把握されているつがいというのは本当か怪しいと、そう言われているのでしょうか。

[事業者]

今御指摘いただいた通り、周辺につがいがいるということは把握しております。ただ一方で、先生方のヒアリングの中では、一部調査がなされていないエリアもあるということを聞いておりますので、その辺りを重点的にしっかり調査をした上で、可能であれば議論していただきたいと考えております。

[前田委員]

はい。このまま進んでもこのエリアでは絶対に作れませんので、そのことは今の段階ではっきりと言っておきますので、よく認識して忘れないようにお願いします。

[伊藤歩会長]

仮に可能性があったとしても、調査の段階というのは準備書から評価書を出す段階では遅いわけです。ですから、調査をするとしたら、次の方法書のところまでにきちんと結果を出していただくということをしないと、何度も何度も同じような議論が繰り返されてしまいますので、それはぜひ避けていただきたいと思えます。これは全体的な話になります。こここのところ、他の委員からはよろしいでしょうか。

それでは続きまして、8番目、由井先生からの御意見になります。今回から由井先生は参加されないこととなりますけれども、他の委員の皆様から追加の御質問ありましたらお願いします。

[前田委員]

はい。由井先生からの質問ですけれども、きちんと読んでいただきたいと思えます。緑の回廊内に風車を設置する必要性を示せというような意見です。それに対して、回答は他の文章をコピペしたようなもので全く答えになっていません。先ほどからも同じような意見がありましたが、どうしてこの重要な場所に立てなければいけないのか、その必要性を示せと言っているのですから、それを今ここできちんと答えてください

[事業者]

御指摘ありがとうございます。配慮書の中でも、今回このエリアの絞り込みについては書か



せていただきました。その辺の説明が不足しており、大変申し訳ありませんでした。

エリアの設定にあたっては、県の方で出されているマップですとか、風況調査の結果、あとは、道路などのインフラ関係、送電など、そういったものを踏まえて設定をさせていただきました。

その中で、当然今まで皆さんから御指摘いただいているように、緑の回廊がある、それ以外のいろんな条件もあるということは重々把握をしております。その辺につきましては、先ほどの繰り返しになってしまって恐縮なのですが、しっかり調査をした上で、御判断いただきたい。また、場合によっては、次の方法書の段階で再度見直しをして、改めて議論していただければというふうに考えております。

[前田委員]

今の答えから解釈しますと、現段階では、こうした保全のためのエリアというのも無視して破壊してしまえと、こんなものは重要でないのだと、風力の方が大切だと、そういう理解でよろしいですか。

[事業者]

そのように受け止めさせてしまったことは、非常に言葉不足で申し訳ないと思っております。当然、この指定については非常に重要なものと考えております。その辺につきましては、まだ我々としても現地にしっかり入っている状況ではございませんので、入った上で、またそれを踏まえた計画というところを見ていただいて、御判断をいただければと思っております。

[伊藤歩会長]

今の御回答も十分な理由にはなっていないのかなと思うのですが、今の理由ではなくて、設定された時の理由をきちんと述べていただきたいと思います。

[事業者]

はい。配慮書で整理をさせていただいたものとしては、どこを対象とするかという中で、県の方で出されている風関連のデータですとか、当然風車ですので、風況マップで風のいいところ、それから、社会インフラということで道路関係、そういった事業性の観点での絞り込み、それから、規制がかかっている部分、先ほどの緑の回廊もそうですけども、自然公園も含めて、重々承知をしておりますが、それをどう外すかというところまで、この配慮書の段階では詰め切れていないというところがございます。

[伊藤歩会長]

まずはやはり事業性を重視されたということによろしいですか。

[事業者]

事業性を重視してということではないのですが、難しいなと正直思いながらですね、事業性も考慮した上で、どんなポイントを必要性和置くかというところ、緑の回廊や自然公園の部分というところの意識の持ち方が、先生方の御指摘と配慮書の絞り込みの部分で、ポイントが異

なっているところがあるなどというのは、認識するところです。

繰り返しのなってしまうのですが、今後この意見を真摯に受け止めて、区域等検討していきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。私から追加でもう1点あるのですが、回答のところに「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置等に係る手続について」というのがあります。最近出されたものだと思いますが、私の方で確認したところ、この通知及び関連するマニュアルの趣旨を説明する林野庁の資料の中で「緑の回廊の区域内にやむを得ず発電施設の設置等を検討せざるを得ない場合」というような表記をされていますが、それを考慮されていたのかどうかというところを疑問に思いましたので、そのあたりもきちんと汲み取って計画を立てていただきたいと思います。

それでは次に9番、同じく由井先生からの御質問ですけども、こちらはいかがでしょうか。

[前田委員]

こちらと同じようなことになりましたけれども、すでに自然環境保全指針でAやBが重要だと出ているにもかかわらず、今後調査をして検討すると。全部そういう回答になっていまして、これであれば、何が出ていてもそれは信頼しないから、自分たちの思うように進めて結論を出しますと言っているということになります。

先ほどの回答も合わせて聞いていますと、事業者も、それからアセスメント業者も、環境に対する意識が非常に低くて驚いています。配慮書で配慮をしないといけないからこういう手続があるのですが、意識が低くて、全く配慮ができない。そういう状態になっていると思います。反省されるようですけども、考え方をもとから変えないと、これはどうしようもないと思いますので、非常に重大なことです。環境というものがどれだけ大事かということを改めて学んで、それから審議の方に進めればよいというふうに思います。

[事業者]

何をやってもというふうに受け止めさせてしまったのであれば申し訳ございません。そのように思っているわけではございませんので、いただいた御意見踏まえて検討して参りたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。あとは、由井委員から御指摘いただいた御大堂山の位置について、追加の資料を事務局から出していただいています。南西に位置しており、ここにイヌワシが飛来してくるということです。事業実施想定区域に非常に近い場所に位置しているということで認識していただければいいかと思います。

それでは戻りまして、9番は他にいかがでしょうか。それでは続きまして、10番のところは鈴木委員の方から追加でございますでしょうか。ないようですので、他の委員の皆様からはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは11番のところ、累積的な影響ということで、私からの質問になりますけども、回答

をいただきましてありがとうございます。他の事業者さんから資料収集したり、ヒアリングと  
いうことを書かれています、やはり独自で調査が必要なところについては独自でやっていた  
だくということになるかと思いますので、その点はお願ひしたいと思います。こちら他による  
しいでしょうか。

それでは12番、ここから騒音になりますけれども、最初に私からの質問になります。ここで  
は、住宅等から0.4キロメートルというのが何か一つの指標になっているようですが、御回答  
を見ますと、設定した区域があつてそこから一番近いところが0.4キロメートルというふう  
に受け取れてしまうのですが、この0.4キロメートルというところの、設定した根拠を教え  
ていただきたいと思つて質問しました。そこはいかがでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。今回の中で住宅等から0.4キロメートルというところで線  
を引かせていただきましたが、ここでもつて、これだけ距離が離れていれば騒音的にOKとい  
うことは、毛頭考えているわけではございません。

今回設定していく中で、尾根の状況などを考えて、こういった形で設定をさせていただきました  
が、騒音の場合、単純に直達距離だけでいくわけではなくて地形等もございまして、そ  
ういったものも今後加味しながら、今直近でこの距離ということになっておりますので、それ  
からできるだけ離すように今検討しているところでございます。

[伊藤歩会長]

はい、分かりました。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。なければ、次の13番  
に移ります。こちらはこの回答で結構です。他の委員の皆様からありますでしょうか。平井委  
員お願いします。

[平井委員]

回答の中で周辺住民への説明をすでに開始しているとのことですが、この周辺住民とい  
うのをもう少し具体的に説明していただきたいです。集落単位で説明しているとか、個人単位、  
あるいは地権者さんに説明しているとか、その辺の中身を教えてくださいませんか。

[事業者]

今おっしゃっていただいたものは、両方やっております。集落単位で、例えば役員会の方  
なところですか、集会のような場にお邪魔して説明をさせていただいております。地権者さん  
も、もちろんいらっしゃいますので、現時点ではあくまで御相談ということですが、お伺い  
させていただいております。

[平井委員]

ありがとうございます。もう少し追加で教えてもらいたいのですが、集落単位で説明されて  
いるところもあるとのことですが、具体的にどのくらいの集落が絡んでくるのかとか、集落の  
供用林があつたりするのかとか、国有林と一緒に使っているような共用林野のようなものがこ  
の地域に結構あるのかどうかとか、併せて教えていただけたらと思います。

[事業者]

地区としては、藪川の地区と外山の地区、あとは釜津田の地区、権現地区に対して、一部区長さんに御挨拶したりというところありますが、集会にお伺いして、説明したりという地区もあるような状況です。国有林、共有林については、全て調べられているわけではないのですが、地元が持たれている、共有林というか地元が管理されているような土地はございます。

[平井委員]

国有林だけ地元の方が使っているような、共用林野みたいなものは結構あるものでしょうか。

[事業者]

広いエリアの中ですけれども、1ヶ所共用林野は国有の中にもあるという話は伺っております。それとは別に、私の先ほどの説明が分かりにくくて、混乱させてしまったかなと思いましたが、国有林ではなく、いわゆる民有地として、地元が持たれている土地、地元の畜産が持たれているという土地もございます。そういう趣旨でした。

[平井委員]

大丈夫です、混乱はしておりません。ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして14番、永幡委員お願いします。

[永幡委員]

回答の中に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」という環境省の資料をあげていますが、これで扱っている健康影響はなんですか。

[事業者]

圧迫感等々だと認識していますが、御趣旨に合っていますでしょうか。

[永幡委員]

はい。14番では、睡眠障害がリスクファクタになることをきちんと説明してくださいという話をしている、何が言いたいかという、今のところ科学的知見としてははっきりしていることは極めて限られていて、WHOの欧州事務局が出している指針にもはっきり書かれていて環境省も認めています、健康影響に関して全て分かっているわけではありません。日本の中の疫学調査で、風車からの距離が1,500メートル以内の住民に対してリスクファクタになっている可能性が高いという知見も出てきています。ただし、十分な数の知見ではないから、これで科学的に確定したという話ではないです。ですので、まず認識していただきたいのは科学的に分かっていないということです。分かっていないときにどうするかということが問われているわ

けです。

そここのところでは、十分分かっていないから、万が一のときにそれなら風車を止めますとか、そういうことまできちんと伝えた上で、住民との間にコミュニケーションが取れているのかというのが一番問題で、何が起こるか大体分かっている問題であれば、こういうことが起こる可能性がありますよ、いいですねという合意の仕方ができると思います。だけどそれができないということを前提に、14番で説明を求めているのですが、その辺をどう考えているのか、お考えをお聞かせください。

[事業者]

地元の方にしっかりと情報をお伝えして、御理解を得ることが重要だという趣旨だと認識いたしました。ですので、その点も御意見踏まえて、今までのやり取りの中でも当然そういう、質問が来て説明するということはありましたが、その伝え方の部分については、御意見踏まえて、対応をしていきたいと思っております。

[永幡委員]

はい。とにかく、健康影響というのが十分に分かっていない。でも作るんだということを十分認識した上で、もう大丈夫だろうという発想に立つのではなく、予防原則で動いていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

より安全側で、住民の方にも説明していただくということで、お願いしたいと思っております。他によろしいでしょうか。

それでは続きまして、15番の水質のところは、これは単なる間違いということでは理解いたしました。続きまして16番、こちらも水質のところ、伊藤絹子委員から御指摘がありましたけれども、追加で御質問ありましたらお願いしたいと思っております。

[伊藤絹子委員]

油の流出とか汚水流出があったとのことですが、産業関係と考えるとよろしいですか。

[事業者]

そもそもの出典では件数しか書いてなくて、今回ヒアリングしてたまたま去年のことだったので御回答いただいたという状況でして、明確にこの場では回答できない状況です。申し訳ありません。

[伊藤絹子委員]

はい、分かりました。やはりこういう苦情があるということが気になったものですから、具体的にどのようなことかと思って質問させていただきました。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。なければ17番、私からの質問です

けれども、こちら本日の資料の 21 ページ、追加の資料のところに回答いただいております。水道の水源の位置を示していただきたいという趣旨の質問でしたが、こちら浄水場の位置になってしまっています。水道水源、取水の位置ですね、これがどのあたりなのかというのを知りたかったのですが。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。この付近だと思うのですが、現段階では正確な位置を押さえきれれておりませんので、確認して、方法書以降に反映したいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。岩泉町さんの方の水源も近くにあるような指摘が担当課さんの方からありましたので、そちらも併せて調べていただければと思います。

[事業者]

はい、御指摘ありがとうございます。文献調査で漏れていた部分がありましたので、御指摘を踏まえて反映したいと思います。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。ではよろしいでしょうか。続きまして 18 番、伊藤絹子委員から内水面の御指摘をいただいておりますが、追加でございましたらお願いします。

[伊藤絹子委員]

特にありませんが、やはり沢とか小さな河川というのも非常に重要な場所だと思います。沢や小河川もできる限り図の中に入れていただきたいと思いますと考えておりますので、御検討よろしくお願いいたします。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。現段階では文献調査のデータのみ取りまとめているので、その辺まだ情報が不足しており申し訳ありません。小河川などは実際見ないとなかなか判断がつかないものですので、実際なところとしましては、今後現地に入らせていただいて、そういった情報は随時更新していきたいと思っております。ありがとうございます。

[伊藤絹子委員]

現地に行かれると、やはり重要性とかそういったものに気づかれると思いますので、ぜひそのあたりをしっかりとやっていただきたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。水質は他によろしいでしょうか。ないようですので、19 番大河原委員の方から追加でございましたらお願いします。

[大河原委員]

追加の質問は特にはないですが、回答のところ、真ん中下くらいですけど、「周氷河地形としては事業実施想定区域内に存在する可能性がある」と予測しました」とあるのですが、具体的にどの辺を想定されたのでしょうか。

[事業者]

はい、御指摘ありがとうございます。今文献調査で把握している限りでは、事業地よりも外れたところにエリアとして落としておりました。ただ、名称として書いてあるというところと、地形的に続きだろうというところで、今回レッドデータブックの中に早坂高原というところが入っておりますので、対策方面も含んだ形で、しっかり見ていこうというところで考えているところでございます。

具体的に言いますと、周氷河というのは、なだらかな地形になるという理解をしておりますので、あの辺りも含めての評価といいますか、そういった評価になっているのかなという理解をしているところでございます。

[大河原委員]

そうしますと、今のところアバウトにといいたいまいしょうか、大体こういった範囲かなという程度ということよろしいでしょうか。

[事業者]

はい、御指摘の通りです。今回のこの重要な地形地質については、ピンポイントで1点どこかにあるというものではないという理解をしております。文献調査の中で、この範囲というようなエリアで区切ったデータがまだございませんので、あくまでも可能性がある範囲ということで捉えております。

[伊藤歩会長]

何か地図上で、例えばこの辺りというふうに示すことは難しいということでしょうか。

[事業者]

今お手元に配慮書がございましたら、本資料の4-24ページ、通し番号でいうと270ページの方に示してございます。エリアとしては範囲外のところに網がかかっておりますが、名称として、また地形ということですので、広がりを持っているものという判断をしております。これは文献的には書いてないという話になりますが、可能性があるということで、あえて入れているところでございます。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。それでは20番、こちらも大河原委員の方からございましたらお願いします。

[大河原委員]

はい。続けての質問ということになりますが、こちらでは、回避・低減が可能であると評価しているということなのですが、今回の回答を見ますと「周氷河地形の存在の可能性があるものの、回避・低減が可能である」とあります。場所がよく分かっていないのに、回避が可能であると言い切る理由は何ですか。

[事業者]

はい、御指摘ありがとうございます。今回文献の中からこの周氷河地形というところ取り上げておりますが、重要なポイントとしては、この文献の中で近年の開発により一部露頭といいますか、裸地になっていると。そして、その裸地になっていることによって当時の地層が見える、そこが重要であるという書き方をしております。ですので、そういったところに対しては手を加えないと言いますか、直接改変を避けるといったところで、回避・低減ができると考えてございます。

[大河原委員]

結局まだよく分からない。なぜ回避と低減ができるのか、今の御説明では分からなかったのですが、いかがでしょう。

[事業者]

はい、言葉足らずで大変申し訳ありません。先ほど説明させていただいた通り、ピンポイントでは文献調査上は外れている。ただ一方で、可能性があるということで安全側に立って判断をさせていただいていると。さらにそういう状況もありますので、ピンポイントで、どこが裸地になって、そういったところが見えるかというところも当然文献調査で書いていない状況でございます。

今後現地入らせていただきますので、その中で地点的な判断を確認した上で、例えばそこは風車の設置の回避を検討するとか、そういったやり方が現段階では可能だということを考えておりますので、今後の検討の結果によって、回避・低減が可能であると考えているところで

[大河原委員]

私の意見としては「回避又は低減の可能性はある」くらいが、いいのではないかと。あると言い切らない方がいいのではないかと思います。

[事業者]

ありがとうございます。御指摘踏まえて、今後調整したいと思います。ありがとうございました。

[伊藤歩会長]

はい、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして、21番のところ、大嶋委員から追加ございましたらお願いいたします。



[大嶋委員]

訂正されたところはいいかと思います、海外の指針値で判断されるということですが、その内容を具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

[事業者]

はい。具体的な数字は今手元に持ち合わせておりませんが、何時間影がかかるかですとか、そういった中での時間の設定が指針の方でされておりますので、それをもって、評価といいますか、基準との比較を行っていきたいと考えております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。

[大嶋委員]

結構です。

[伊藤歩会長]

私の方から追加で、御回答の2行目のところに、評価は、「環境影響の回避云々」で行う予定ですとありますが、この括弧内は何を意味しているのでしょうか。何か文献とか、マニュアルといったものでしょうか。

[事業者]

そうです。アセスの法令の中で、評価の仕方というところで、一つが回避、低減をしているか、どんな取組をしているのかという観点の評価と、それから基準の、要は数値的な評価というところの二つ書かれておりますので、それに則ったような形での御説明をさせていただいたところでは。

[伊藤歩会長]

それをやろうとした時に、具体的な方法がないのでこういう方法でやるという意味で解釈すればいいですか。

[事業者]

はい。後段の「基準又は目標との整合性の検討」のところ、国内ではこのシャドーフリッカーといいますか、影の基準という明確なものが今ございませんので、そちらの評価をする時に、海外の基準を使って評価をしようと考えているということを宣言させていただいたところでは。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。永幡委員お願いします。

[永幡委員]

今のところで確認したいのですが、冒頭で事務局から説明していただいたところで、国又は自治体の基準があるときは、それをなぜ評価の基準にするのかというのは、理由をはっきりした上で評価するよう書いてありましたよね。そのセンスから言うならば、この場合、国の基準がないのであれば、そもそもそういうものは、その事項に当てはめるのではなくて、前の段階の回避、低減の方で評価すべき話ではないですか。国又は地方自治体による基準ではないですから。よその基準なので、それをここに当てはめてしまうと、法に書かれていることと違ったことを書いていることになりませんか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。我々の認識としましては、当然回避、低減に係る評価もやります。さらに、基準又は目標との評価もやります。この2本を併せて実施する予定で今考えております。

[永幡委員]

だから後者にならないのではないかとということです。

[事業者]

御指摘としては、後者ができないのではないかとということでしょうか。

[永幡委員]

はい。できないというか、ならない。そもそも当てはまらないということです。

[事業者]

すみません、これまでそういった認識ではなかったもので、できたら持ち帰らせて検討させていただけたらと思います。

[事務局]

先ほど配慮書のアセス省令に関して御説明させていただいた中で、一つはきちんと重大性の程度を比較するというところです。もう1点は地方公共団体が地域として環境保全上の計画を定めて、目標を定めているときは、単に評価するだけではなく、その地域の目標値ときちんと整合をとれているかどうかを見なさいという趣旨になります。

おそらくですけども、事業者さんが今ここで引用されているものは、2個目の地方公共団体の基準というものではなく、1個目の、評価をきちんとする時の最新の評価基準というような取扱いでおっしゃっているのかなというふうに受け取りました。

2個目の地方公共団体が定めているものということで言えば、一番分かりやすいのはイヌワシのつがい数が県の環境基本計画で定められていて、それとの整合性に関する検討は必ずなされなければならないと読めますが、そこがなされてないのではないかと。それはまた別の質問ですけども、そういった整理かなと思っております。

[伊藤歩会長]

個人的には、他の新しい知見というか、やはりきちんとしたものがないので、それをできるだけ活用してというふうには受け取れたのですが。

[永幡委員]

騒音の話でいつも問題になることですが、田舎の方に行ったら、そもそも環境基準ってないんですよ。そのときに、それが例えば国、地方公共団体の基準又は目標との整合のところには当てはまるかどうかというのは、いろんなところで話題になっていて、法を正しく読むのであれば、そこには当てはまらないんですね。

前者の方で、評価の基準の一つとして使えますけれども、少なくとも環境基準があるところではそうなので、それを準用するとそうなるというのはあくまでも前者の話で、後者の話にはなりません。後者の話にするのであれば、なぜその基準を評価しなければいけないのか、必ず理由を述べないといけません。

地方自治体はこう言っていて、かつ、自分たちの事業においてこういう理由だからこれは積極的に評価の基準として取り入れます。だから整合性をみなすとするのが、少なくとも法律の正しい読み方に従ったやり方で、これをやるなどということではなくて、どの枠組みでやるかというところ。変なところでやってしまうと他のところに飛び火してしまって、わけのわからない評価になってしまう。それを恐れています。

[伊藤歩会長]

今いただいた情報をもとに、どのように検討されるのかというところ、もし回答いただけるようであればお願いしたいと思います。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。どういう枠組みで、この基準をここの評価の基準として使うかについては、十分整理をさせていただいた上で、また次の方法書の中で反映させていただきたいと思います。今の段階ではまだ整理ができておりませんので、改めて検討したいと思いません。申し訳ありません。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。22番植物について、久保田委員の方から追加でございましたらお願いいたします。

[久保田委員]

ありません。いただいた回答で結構です。

[伊藤歩会長]

はい、わかりました。他の皆さんはいかがでしょうか。保安林の詳細についてよろしいでしょうか。それでは続きまして23番、同じく植物のところ、鈴木委員追加でございましたらお

願いたします。

[鈴木委員]

多分私の質問の意図が理解されていないかと思われます。例えば、表 3. 1-39 を見ますと文献名があがっていますが、環境省レッドリストとかいわてレッドデータブックとか、広範囲の希少種を扱っている文献を選定基準にしておられます。そこから何らかの基準で抜き出して重要種リストを作成されたはずです。その抜き出したときのキーワードを教えてくださいという質問だったのですが、今お答えいただくことは可能ですか。

[事業者]

ありがとうございます。今御指摘いただいた内容としましては、繰り返しになってしまって恐縮ですが、例えば配慮書 3-96 ページのところ、具体的に種名を挙げさせていただいております。当然全国のデータではなくて、この地域に確認されたものをあげておりますので、この全国のそもそも種を整理した文献が何かという御指摘でしょうか。

[鈴木委員]

いえ、今「この地域の」とおっしゃいましたよね。その「この地域」を決めるときに、何かをキーワードにして選んでいるはずです。例えば、市町村名、あるいはエリア名で抜き出して、この重要種リストを作っていますよね。その抜き出したのに使ったキーワードを具体的に教えてくださいという質問です。

[事業者]

失礼いたしました。今市町村単位で、キーワードで整理し、キーワードといいますかエリアで整理をしております、盛岡市、葛巻町、岩手町で確認されている種を抽出してございます。

[鈴木委員]

はい。そうしますと、次の 24 番の質問に関わってきますが、今おっしゃった、盛岡市、葛巻町、岩手町で確認された種を抜き出したのであれば、早池峰山の種は絶対入ってこないはずですが、なぜか入ってしまっています。ですので、おそらく今おっしゃった以外のキーワードでも拾っているはずですが、本件にかかわらず、他のアセス図書にも同じ指摘を毎回しているのですが、重要種リストを作成する際に、抽出に使ったキーワードを全部書き並べることが、方法をしっかり明示するという意味で大事だと思いますので、方法書ではそこをぜひ改善していただきたいと思います。

[事業者]

はい、御指摘ありがとうございます。当初の認識としてはこの市町村でというところで理解をしておりましたが、本来入っていない種が入っているという御指摘、大変失礼いたしました。再度確認をして、回答のとおりですけれども、方法書で訂正をさせていただきたいと思います。

一方で、どういった抽出の仕方をしたのかということにつきましても、御指摘を踏まえて方法書において提示するようになりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

[鈴木委員]

次の 24 番も一緒に絡めていいでしょうか。「宮古市を除く盛岡市、葛巻町、岩手町で確認された種を整理対象としました」という御回答は多分間違いだらうなということで、方法書で何をキーワードにこのリストを作ったのかを明示していただくということをお願いします。

それで、その次に「リストから早池峰山系固有種等を削除します」と書いていただいているのですが、私はこれを必ずしも削除する必要はないと思います。この手の文献調査で上がってくる重要種リストはまずあり得ない植物がいっぱい入ってしまっていて、それが普通なので、そういうものとして読みます。ですので、どういう基準で選んだ結果がこのリストであるかということが明示されていることが重要です。結果が、あり得ないものが入っていたからといってどうこうということとはございません。とりあえず、24 番までは以上です。

[伊藤歩会長]

はい。他にいかがでしょうか。23 番、24 番のところで、御意見はございませんでしょうか。このところは、抽出方法を詳しく書いていただくということをお願いしたいと思います。

続きまして同じく 25 番、鈴木委員をお願いします。

[鈴木委員]

はい。この重要種リストから踏まえて、影響評価に移りますが、まず、この指摘として表 4.1-3 で「選定する理由」欄に早池峰山固有種を入れるのはいかにもまずいだらうと思いますので、それを改めていただくべきかと思います。

関連して、重要な種への影響の予測結果が、表 4.3-22、332 ページにありますけれど、植物を主な生育環境によって分けていて、その生育環境によって、影響があるかないかを判定していらっしゃるんですね。この中で水辺（河川、池沼）と沿岸域に入れられている種類については、改変の可能性の有無で「無」となっていて、影響は生じないという評価をなさっているのですが、この水辺の中に明らかにこのエリアにあって影響を受けそうな種がいくつか含まれています。それから、逆に影響を受ける可能性があるという方に入れられている植物の中に、海岸にしか生えない種がいくつも入っていて、おかしいことになっています。

どうしてこういうことが生じるかというと、その前の表 4.3-16、こちらの方で、重要種リストの各種について生育環境を判定されているのですが、この生育環境の判定におかしなところがあって、本来入れるべき種が外れていたり、入れるべきでない種が入ってしまっていたりという問題が散見されます。一つ二つでなく、ぼつぼつ見つかりますので、この生息環境の判定は詳しく見直して、方法書では直していただきたいと思います。それが一つ指摘です。

もう一つは、先ほど御覧いただいた予測結果の表 4.3-22 のところで、事業実施想定区域内に水辺は含まれていないことから、影響は生じないと判定していますが、事業実施想定区域の中には長い距離の林道が含まれてしまっていて、搬入路としてこの林道を改変する可能性は必ずあると思います。林道というのはかなり川沿いに走っていて、このエリア、おそらく林道を改変すると河川、水辺への影響が発生すると思うので、河川の周りに生える植物を除外しない方がいいと指摘させていただきます。ここに挙がっているものの中で、水草とかは外していいと思いますが、河川敷に生えるようなものとか、いくつか危ないなというのが見受けられます。そう

いうものを外さないためには、河川は含めておいた方がいいと思いますので、御再考をお願いしたいと思います。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。まず1点目の、それぞれの種の生育環境が一部間違っているところがあるという御指摘、大変申し訳ありませんでした。再度確認をして方法書の方で訂正させていただきたいと思います。

また、2点目の、河川際も当然影響は及ぶ可能性があるのですが、そこは評価のありなしを見直した方がいいとの御指摘ありがとうございます。そちらの方再度検討して、反映させていただきたいと思っております。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。先ほど伊藤絹子委員からも御指摘があつて、沢とか小川とか、そういったものもあるかと思っておりますので、そのあたりきちんと見ていただければと思います。他にございませんでしょうか。それでは、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。15:50から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

[伊藤歩会長]

それでは、時間になりましたので再開してもよろしいでしょうか。リモートで参加されている先生方も、再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に事務局の方から、先ほどの前田委員からの御指摘について訂正があるということですので、お願いしたいと思います。

[事務局]

質問の7番のところの前田委員から御質問いただきましたが、もし事業実施想定区域がこの後全く別の場所になった場合、配慮書の再手続は必要かという質問に関しまして、私の方から、全く違う場所になるということであれば必要と回答させていただきました。先ほど、経済産業省で出しております、環境影響評価の手引の方を確認したところ、事業実施範囲を広くとって絞り込んでいく方法というのが配慮書の場合想定されておりますが、その後の文脈のところで、「この後の手続において、事業実施想定区域を変更した場合でも手続を再度行う必要はない」という文言が書いてございます。

この文言が、事業実施想定区域が全く別な場所に移った場合にも適用されるのかというところが、この文脈だけでは確実には読めないところがございますので、経済産業省の方に確認をさせていただいて、その上で回答についてはお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、一旦発言の方訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。調べていただいて、また情報提供していただければと思います。それでは、また再開させていただきます。

質問の25番までいきましたので、次に人触れのところで、26番、永幡委員の方からお願いい

たします。

[永幡委員]

はい。主要な回答はこれで結構ですが、方法書で提案する時に、間違っても、環境基準とかを使ってそれで十分静かだからというような評価はしないようにしてください。ここは静穏性の話なので。騒音のところの評価と人触れのところの評価というのは違って、人触れのところは、それぞれの行動をするに当たって、必要な静穏さがあるかどうかという話で評価をしていただきたいので、そういう意味ではさっきの話に若干戻りますけれども、国や自治体が決めた基準というのは、ないところにあたります。それぞれの場所にふさわしい静けさがどういうものであるか、それに対して十分であるかということだけを評価すれば十分ですので、そのように評価する方法を提案して下さるようお願いいたします。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。十分踏まえて方法書の方で検討していきたいと思えます。

[伊藤歩会長]

はい、他によろしいでしょうか。人触れのところ質問ございませんでしょうか。ないようですので次に進みます。次は防災関係ということで、27番、大河原委員の方からお願いいたします。

[大河原委員]

27番、28番は同じような質問になりますけれども、御回答の方ではいろいろ調査を行って確認することになっていますが、例えばここで言う地すべり地形分布図、配慮書の74ページに記載されていますけれども、これなんかを見ますと、例えば茶臼平のあたりは連続して、地すべり地形が数珠つなぎになるように分布しております。これは点在ではない状態ですので、ここも含めた形で事業区域を設定しているということで、そもそもなぜ外していないんだと率直に思うのですが、この辺はどのような御見解だったのでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。他事業でもそうなのですが、現地調査を実際してみると、このマップと違うというところも一部見られることもあり、あくまでも現状を踏まえて判断したいところが事業者としてはございまして、現時点では含めている形です。記載した通り、そもそもそういう安定性がないところに建ってしまうと事業にとってもリスクになりますので、その点についてはしっかり調査して、確保できない場合には設置を回避するという事を考えております。

[大河原委員]

他の分野とも言い方が同じようなことにはなりますが、この地形の分布図は、そのように読み取れているから書いているところでして、あるかないか分からないという問題ではなくて、これはこういう地形をなしているということはもう確定しておりますので、この範囲内に事業想

定区域を付けること自体が、極めていかなものかと思います。調査云々以前に、地形がこのように出ている時点で、斜面の不安定な地盤であると、斜面であるというようなことを、ある種証明していることになりますので、調査すればいいという問題ではないと認識しておりますが、いかがでしょうか。

[事業者]

御指摘の点踏まえて、慎重に検討して参りたいと思います。

[伊藤歩会長]

今大河原委員から御指摘いただいたのは、北側のことでしょうか。

[大河原委員]

はい。地質的にはNWSU方向という、早坂峠と書いてある方に粘板岩と砂岩とチャートがつながって分布している地域でして、地質的にはこの位置からずっと早坂トンネルの方に向かって同じ流れの地層が分布している地域です。したがって、この早坂トンネルの方にも少し地すべり地形が点在していますが、今後こっちにも発生する可能性がある地域ですので、そういったところも考えていただきたい。南の方もところどころ密集しているところがありますので、この辺はまずは地形地質のボーリング調査、弾性波とかいろいろかけて、きちんと見ていかないといけない。この時点でだいぶ緩いと私は見て取れるので、極めてきちんと調査していただかないといけないと思います。

[伊藤歩会長]

はい、よろしいでしょうか。十分に検討していただければと思います。他に27番のところでもございませんでしょうか。それでは続きまして28番、大河原委員のほうからお願いします。

[大河原委員]

27番と大体同じようなものでして、いずれ、ここに書いてあるもので気になったのが、「風力発電機の設置を検討している尾根とは重なっていないので」ということではありますけども、斜面で発生したものが、後退性の地すべりといってどんどん上に上がってくるケースもあります。最近では斜面上に風車を設置するので、その基礎の問題がほとんど何も分かっていない状態で設計をかけていますので、そういったところも考えると、こちらも極めてきちんと調査をやっていただきたいということです。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。29番は私からの質問ですけども、十分に検討していただいて、回避できるところは回避していただきたいと思います。ここはよろしいでしょうか。それでは30番、同じく防災で、大河原委員の方からありましたらお願いします。



[大河原委員]

ここは回答のとおりでよろしいかと思えます。

[伊藤歩会長]

はい、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。なければその他ということで、31番のところは私からの質問ですけども、凡例に単位を付けていただいたということで、これで結構です。

それでは、ここまでが事前の質問に対する回答の部分になりますけども、全体を通して、追加で何かありましたらお願いしたいと思えます。希少種はまたあとでやりますけども、よろしいでしょうか。事務局お願いします。

[事務局]

希少種にいく前に、いくつか確認させていただきたいことがございます。まず自然公園の関係ですが、配慮書の27ページをお開きください。北東部の公園区域を縦断する形の尾根沿いに予定されておりますが、その尾根沿いと並行で走っている町道があると思えます。これは公園事業道路に当たるのでしょうか。

[事業者]

はい、御指摘ありがとうございます。現状手持ちの状況で回答ができない状況です。申し訳ありません。

[事務局]

はい。これは公園事業道路にあたります。それでこの町道ですけども、利用者に展望利用されているという情報はお持ちでしょうか。

[事業者]

現状は文献調査の段階でございまして、明確にこの道路上で展望利用しているという情報は入手してございません。

[事務局]

はい、ありがとうございます。私も何度かここ行きますけれども、結構この季節は、オートバイに乗っている方々がここを通っていて、非常に多くの利用がございまして。この町道と、尾根沿いに平行して走っている風車の箇所との距離は、短いところでどのくらいの距離になりますでしょうか。

[事業者]

これから検討する風車の位置がということでございますか。

[事務局]

はい。

[事業者]

まだこれからどこの場所に建てるかというところを検討する段階でございますが、一応今、各図面でお示ししている尾根のラインのどこかというところで考えてございます。ただ、当然地形を見てみますと、この道路と尾根ラインがすぐ傍というところもありますので、そういったところは状況を見ながら、どう離隔を確保するかこれから検討して参りたいと思います。

[事務局]

現地を見ると、もう 50 メートルもないところに迫っているところもありますよね。仮に 50 メートルとした場合の、この主要な展望地となりうる町道からの垂直見込角はどのくらいになりますか。

[事業者]

当然近ければ近いほど角度が増えると思いますが、まだ検討はしてございませんので、回答できません。

[事務局]

風車の高さが一番低くても 150 メートルくらいですけども、計算をすれば、70 度くらいになりますので、これはもう 20 度どころの角度ではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

[事業者]

検討上そうなると思います。

[事務局]

はい、ありがとうございます。これは主要な展望地からの著しい妨げになる可能性があるのではないかと考えます。

2 つ目ですけども、配慮書でいいますと、27 ページをお開きください。緑の回廊がございます。先ほど、石川委員の御質問の中で幅の問題が指摘されておりました。特にこの少しくびれた部分です。真ん中の七兵衛頭のあたりのところで、尾根沿いに風車の位置が書かれている線が、この回廊を横切っている部分があると思います。完全に横切っているところが上の方に、三本ぐらいありまして、七兵衛頭から南の方は、岩泉町よりに若干残っている形ですが、尾根上に西側の方まで、ほぼ横切るような形になっているということです。この七兵衛頭の一番細いところは 2 キロない感じですけども、この南の方の一部だけを残して、西側にずっと横切っているところの残した部分というのは、計算上大体何メートルぐらいになりますでしょうか。

[事業者]

すみません、ピンポイントで場所が今把握しきれいなくて。

[事務局]

七兵衛頭のすぐ下です。縮尺から見れば、多分 400 メートルか 500 メートルくらいしか

ないのではないかとと思うのですが。

[伊藤歩会長]

追加で配布していただいた資料に載っていますか。

[事務局]

はい。追加で配付した資料に七兵衛頭という矢印があって、その尾根が何本か伸びていますが、その下、南に下がっていくと北西部に枝分かれするような方角があると思います。ここは緑の回廊を重ねるとほぼ回廊を横切るような、尾根筋の風車の位置になっていて、一部右側だけ少し残している。多分ここが400メートルか500メートルくらいかと思うのですが。

質問としましては、七兵衛頭の上の方はほぼ完全に縦断するといいますか、横断するような風車の配置になっていて、七兵衛頭の南の方は、数百メートルだけ残した形で、いずれにしろほぼ横断するような形なっていると。このような配置計画というのは、緑の回廊の許認可上、野生生物の移動経路の分断を確実に回避して、生態系の維持に必要な機能を確保するという基準がありますが、それを満たしているというふうにお考えかどうかについて、お願いします。

[事業者]

御意見ありがとうございます。現時点では満たしているというふうには判断してはございません。今の風車の配置については、具体的に決まっていないうちで、物理的な条件で検討のうえ表示するような形で、今回提示させていただいておりますけれども、そのあたりの説明、見せ方含めて配慮が足りなかった部分があったと、今の御指摘伺って認識いたしましたので、この点含めて今後検討していきたいと思っております。

[事務局]

ありがとうございます。風車をこの尾根筋に建てたときに、風車と風車の間には道路が新設されると思いますが、それは通常何メートル幅くらいでしょうか。

[事業者]

路肩も含めて、6メートルくらいの幅のものになります。ただ、傾斜があつたりすると法面ができたりとかしますので、車道が走る部分は4メートルが碎石舗装したりするんですけども、路肩が横に1メートルずつくらいあって、地形によっては法面を切ったりとか、盛ったりとかは地形によってできてくるというような、そういったものになります。

[事務局]

はい、ありがとうございます。いずれ6メートルくらいある道路が横断する形でできるということになります。

最後に保安林に関してお聞きしたいのですが、配慮書のページで言いますと、29ページをお開きください。この青色が国有林になっていますけれども、国有林の保安林は指定解除をしなければならぬのですが、保安林の指定解除の要件は、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

[事業者]

そこで避けられない理由がある場合等々、そういった要件があると理解しています。

[事務局]

はい、そうです。用地事情と面積、実現可能性、関係者の意見というふうに言われていますけれども、このうち用地事情の、具体的な要件というのはお分かりでしょうか。

[事業者]

申し訳ありません。今手持ちで情報を持っておりません。

[事務局]

はい。用地事情の要件は、その地域の土地利用基本計画に即しているかどうかということと、他に適地がないかどうかというところも要件になっています。

岩手県の土地利用基本計画では、この森林地域についてどのように規定されているかをお調べになっていますでしょうか。

[事業者]

申し訳ありません。今手持ちで情報がない状況です。

[事務局]

岩手県の土地利用基本計画では、森林地域に風力発電を具体的に想定するような位置やゾーニングの計画がないわけであります。なおかつ、保安林について他用途への転用を行わないというふうに記載されております。そうなりますと、県内で保安林指定されていない場所で行う必要が出てきますが、そういった適地はありますか。

[事業者]

他の適地については検討できておりませんので、現時点では、あるというふうにお答えできない状況です。

[事務局]

はい。逆に、県内で保安林指定されていない場所で、風力発電を計画している事業は御存知でしょうか。

[事業者]

具体的な名称は分からないのですが、保安林以外のところでやられている事業もあるということとは認識しております。

[事務局]

はい。決して適地がないわけではなくて、土地利用計画に即して適地を求めることが可能と

いうこともいえるということで理解いたしました。

以上でございます。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。今の御質問に関連してでも結構ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは続きまして、非公開のところに移りたいと思いますがよろしいですか。それでは、傍聴人の方がいらっしゃいますので、傍聴人の方は退席をお願いします。

(事務局が傍聴者5名を室外へ誘導しました。引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それではいろいろな御意見出していただきましたけれども、再生可能エネルギーというのは、当然必要なものという認識は十分しているところですが、やはり一方で、自然環境を保全するというのも非常に重要なものだと思います。今回いろいろな御指摘をいただいて、かなり厳しい状況かなというふうに思います。知事意見の方も、そのような内容になるのではないかと思います。そういった皆様からいただいた意見を審査会の意見としまして、進めていきたいと思います。事務局はこれらの意見を踏まえて、本配慮書に関する知事意見の作成をお願いいたします。

以上で、本日の審議を終了いたします。事業者の方はお疲れ様でした。進行は事務局にお返しします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の皆様もお疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の方は退席されて構いません。最後に委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(委員から風力発電によるCO2削減に関する御質問が出され、事務局が回答しました。)

[事務局]

他にございますでしょうか。それでは最後に、事務局から次の審査会の予定について御説明いたします。

(事務局から次の審査会の予定について説明しました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。